

鈴鹿市教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局
小 中 学 校
学校以外の教育機関

鈴鹿市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月22日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市教育委員会文書管理規程（平成27年鈴鹿市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（7） 略 （8） 学校以外の教育機関 鈴鹿市学校給食センター設置条例（平成26年鈴鹿市条例第24号）第1条に規定する学校給食センター、鈴鹿市人権教育センター条例（平成16年鈴鹿市条例第30号）第1条に規定する鈴鹿市人権教育センター及び<u>鈴鹿市教育支援センター設置条例</u>（平成25年鈴鹿市条例第32号）第1条に規定する<u>鈴鹿市教育支援センター</u>をいう。	（定義） 第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（7） 略 （8） 学校以外の教育機関 鈴鹿市学校給食センター設置条例（平成26年鈴鹿市条例第24号）第1条に規定する学校給食センター、鈴鹿市人権教育センター条例（平成16年鈴鹿市条例第30号）第1条に規定する鈴鹿市人権教育センター及び<u>鈴鹿市適応指導教室設置条例</u>（平成25年鈴鹿市条例第32号）第1条に規定する<u>鈴鹿市適応指導教室</u>をいう。

(9)～(22) 略 (文書取扱主務者) 第6条 所管課長の文書事務を補佐するため、課及び学校以外の教育機関（<u>鈴鹿市教育支援センター</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。）に文書取扱主務者（以下「主務者」という。）を1人置く。 2～5 略 別表第2（第27条関係） <table> <tr> <th>学校以外の教育機関名</th><th>記号</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>鈴鹿市教育支援センター</u></td><td>支</td></tr> </table>	学校以外の教育機関名	記号	略	略	<u>鈴鹿市教育支援センター</u>	支	(9)～(22) 略 (文書取扱主務者) 第6条 所管課長の文書事務を補佐するため、課及び学校以外の教育機関（<u>鈴鹿市適応指導教室</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。）に文書取扱主務者（以下「主務者」という。）を1人置く。 2～5 略 別表第2（第27条関係） <table> <tr> <th>学校以外の教育機関名</th><th>記号</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>鈴鹿市適応指導教室</u></td><td>支</td></tr> </table>	学校以外の教育機関名	記号	略	略	<u>鈴鹿市適応指導教室</u>	支
学校以外の教育機関名	記号												
略	略												
<u>鈴鹿市教育支援センター</u>	支												
学校以外の教育機関名	記号												
略	略												
<u>鈴鹿市適応指導教室</u>	支												

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。